

高根台居宅介護支援センター

重要事項説明書

1. 法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 研水会
所 在 地	神奈川県平塚市万田 3 丁目 18 番 10 号
代 表 者 氏 名	理事長 渡辺 友則
電 話 番 号	0463-31-4972
F A X 番 号	0463-35-2290

2. 事業所の概要

事 業 所 名	高根台居宅介護支援センター
所 在 地	神奈川県平塚市高村 203 高村団地 13 号棟 103 号室
事 業 所 番 号	147200049
管 理 者 名	上野 はる美
電 話 番 号	0463-31-4966
F A X 番 号	0463-32-2708

3. 事業所の職員体制

職 種	業 務 内 容	人 員
管 理 者	事業所の管理	常勤 1 名 兼務あり
介 護 支 援 専 門 員	居宅介護支援	常勤 2 名以上 (主任介護支援専門員 1 名以上)

4. 営業日・営業時間・勤務体制

営 業 日 及 び 時 間	月曜 ～ 土曜 8:30～17:30
休 日	日曜・祭日 及び 年始年末 (12 月 30 日～1 月 3 日)
勤 務 体 制	8:30～17:30
緊 急 時 対 応	緊急時は上記に限らずご相談下さい。(オンコール体制)

5. 当事業所の方針

社会福祉法人研水会の経営理念

- 1、 おもてなしの心をもって、個人の尊厳を大切にします。

- 2、 人に生かされ、人を生かすかわりを大切にします。
- 3、 常に適切なサービスを目指し進歩し続けます。

この理念を実現するために

- 1、 常に利用者様の立場を考え、安心と安全を心がけた良質なサービスを提供します。
- 2、 地域の社会福祉の窓口となり、地域の要望を支援していきます。
- 3、 施設職員は日常的に心・技・体共に研鑽を積み福祉職員として活動します。

6. 職員研修について

介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会をつぎのとおり設けます。

- 1、 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 2、 法人内研修 原則毎月 1 回（年間研修計画に基づき）
- 3、 法人外研修適宜

7. 衛生管理について

- （1）職員は法人の定めにより年 1 回の定期健診を受けることとします。
- （2）感染症予防マニュアルを整備し、職員に周知し感染症予防に必要な措置を講じます。

8. サービス利用料及び利用者負担

- （1）居宅介護支援サービスについては、介護保険制度から給付されますので利用者負担はありません。但しご利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

サービス単位及び利用者負担一覧表

居宅介護支援費（1 カ月に付き） 5 級地 10.70 円

居宅介護支援費名称及び加算名称	単位	利用料金
居宅介護支援費（Ⅰ）要介護 1・2	1,086	11,620 円
居宅介護支援費（Ⅰ）要介護 3・4・5	1,411	15,097 円
介護予防支援費（Ⅰ）	442	4,729 円
特定事業所加算（Ⅰ）	519	5,553 円
特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,504 円
特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,456 円
特定事業所加算（A）	114	1,219 円
特定事業所医療介護連携加算	125	1,337 円
初回加算	300	3,210 円
通院時情報連携加算	50	535 円
入院時情報提供加算（Ⅰ）	250	2,675 円

入院時情報提供加算（Ⅱ）	200	2,140 円
退院退所加算（Ⅰ）イ	450	4,815 円
退院退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,420 円
退院退所加算（Ⅱ）イ	600	6,420 円
退院退所加算（Ⅱ）ロ	750	8,025 円
退院退所加算（Ⅲ）	900	9,630 円
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,280 円
緊急時居宅カンファレンス加算	200	2,140 円
特定事業所集中減算	-200	-2,140 円

- （２） 居宅介護支援専門員が通常のサービス提供地域（平塚市、大磯町、二宮町、伊勢原市）を越える地域に訪問・出張の必要が生じた場合は、旅費（実費）の支払いが必要となります。

9. 事故発生時の対応

- （１）事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故発生した場合には、速やかに利用者が居住する保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- （２） 前項の事故状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとします。利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。
- （３） 緊急時はオンコール体制の 24 時間対応とします。

（賠償責任保険）

保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
 お客様デスク 0120-632-277（無料）
 受付時間 平日 9：00～20：00 土日・祝日 9：00～17：00
 休業日 年末・年始
 保険代理店 福利協会 045-314-6155

10. 苦情処理

指定居宅介護支援の提供に係る利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとします。

事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村からの照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行うものとします。

苦情受付窓口

高根台居宅介護支援センター 相談窓口	電話番号 FAX番号 担当者 対応時間	0463-31-4966 0463-32-2708 上野 はる美 8:30 ~ 17:15
平塚市 介護保険課	所在地 電話番号 対応時間	平塚市浅間町 9-1 0463-21-8790 8:30 ~ 17:00
大磯町 福祉課	所在地 電話番号 対応時間	大磯町東小磯 183 0463-61-4100 8:30 ~ 17:15
二宮町 高齢介護課	所在地 電話番号 対応時間	二宮町二宮 961 0463-71-3311 8:30 ~ 17:15
伊勢原市 介護高齢課	所在地 電話番号 対応時間	伊勢原市田中 348 0463-94-4711 8:30 ~ 17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)	所在地 電話番号 電話番号 対応時間	横浜市西区楠町 27-1 045-329-3447 0570-022110 8:30 ~ 17:15 (苦情専用)

- 2、利用者やご家族の苦情に迅速かつ適切に対応するため、第三者委員を設置しています。

第三者委員	
委 員	臼井 勉
委 員	須藤 正雄
委 員	逸見 伸夫
委 員	内藤 和子
委 員	石井 久

※第三者委員へのご相談は、事業所窓口にて受付いたします。

11. サービスの内容

- (1) 事業者(居宅介護支援事業者)は、利用者が自宅において日常生活を営む為に必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等勘案し、利

用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定め居宅計画原案を作成します。作成にあたり、利用者から介護支援専門員に対して、複数のサービス提供事業者等の紹介を求めることができます。また居宅サービス計画原案に位置付けたサービス提供事業者の選定理由について説明を求めることができます。なお、居宅サービス計画原案を基に利用者又は家族に説明を行い、文章により利用者同意の上、交付します。また当該計画に基づいてサービス計画が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の供与を行います。

- (2) 居宅介護支援にあたっては利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが多様なサービス事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類、または事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援にあたっては要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態にならないよう考慮し、医療サービスとの連携を行い、入院時には担当介護支援専門員の氏名を伝えます。
- (5) 事業者は居宅サービスの計画作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題を把握して必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、医療系サービスの計画作成には主治医に計画書を提出し意見を求めます。その他の便宜の供与を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について記録を作成、保管し、利用者に対して継続的に情報提供して説明を行います。
- (7) 特定事業所加算を算定しており、24 時間連絡体制を整え、定期的な会議や主任介護支援専門員 1 名以上の配置等を行います。

12. 担当介護支援専門員等

- (1) 利用者が担当介護支援専門員に不満がある場合は、申し出により介護支援専門員を変更することができます。
- (2) 担当介護支援専門員を事業者の都合により変更する場合は、あらかじめ利用者と協議します。

13. 市町村への届け出

- (1) 利用者は居宅介護支援サービスを受けるにあたり、その旨を市町村に届け出る必要があります。また、その手続きにあたっては、必要に応じて当事業所で届け出の代行をすることが出来ます。

14. サービス提供の記載等

- (1) サービス提供をした際には、あらかじめ定めた書面に必要な事項を記入し必要により利用者の確認を受けます。

- (2) 事業者は、一定期間ごとに居宅サービス計画の内容に沿ったサービス提供の状況や目標達成等に関する書面を作成し、利用者に説明の上交付します。
- (3) 事業者は、書類をサービス提供完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、また、利用者の実費負担によりその写しを交付します。

15. 秘密保持

- (1) 事業者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、なお職員退職後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者はあらかじめ文章により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービス提供する事業者との連絡調整し、必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

16. 虐待防止体制・通報義務

事業者は利用者の人権を尊重し、虐待防止のために職員研修を実施します。虐待が疑われる場合は市町村へ速やかに通報します。

17. 業務継続計画（BCP）

事業所は感染症や災害発生時においてもサービス提供を継続できるよう、業務継続計画を策定し、職員研修・訓練を実施しています。

18. ハラスメント防止

事業者は利用者・家族および従業者が安心してサービスを利用・提供できる環境を確保するため、以下のとおりハラスメントを防止する。

禁止事項

- (1) 利用者・家族・関係者による暴力・暴言・威嚇・過剰な要求等のカスタマーハラスメントを禁止する。
- (2) 職員間におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等も禁止する。

体制整備

- (1) 防止委員会を定期的開催し、発生状況の確認と対策を行う。
- (2) 防止マニュアルを整備し、職員に周知する。
- (3) 研修を定期的実施する。

発生時の対応

- (1) 発生時は速やかに管理者へ報告し、法人の危機管理体制に基づき対応する。
- (2) 必要に応じて、市町村や警察等へ通報・連絡する。
- (3) サービス継続が困難な場合は、法令及び契約に基づき提供を中止または契約解除を行う。

19. 第三者評価の受審状況

事業者は、社会福祉法に基づき、第三者による福祉サービス評価（第三者評価）を定期的に受審しています。評価結果は、施設内で閲覧可能であり、神奈川県福祉サ

ービス第三者評価情報公表システムにて確認いただけます。

20. 留意事項

- (1) 利用者が、この居宅介護支援に係る訪問や居宅サービス計画の作成等サービス提供をキャンセル、または中断する場合は事前に下記までご連絡下さい。

連絡先	0463-31-4966
-----	--------------

- (2) 居宅サービス計画の変更、サービス事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡下さい。
- (3) 利用者は、3日前までの予告期間があれば、契約全体を解約することが出来ます。

重要事項説明書について文章を交付し、説明を致しました。

令和 年 月 日

所 在 地 神奈川県平塚市高村 203 高村団地 13 号棟 103 号室

事 業 所 高根台居宅介護支援センター

介護支援専門員 氏 名

居宅介護支援事業所と契約に当たり、上記の重要事項説明を受け同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

利 用 者 氏 名

代 理 人 住 所

代 理 人 氏 名